

松山空港地上支援業務人材等確保支援事業 委託事業者 募集要領

1 目的

松山空港国際定期航空路線の再開や増便が進む中、航空機の運航に欠かすことのできない地上支援業務等を担う人材の確保を支援することで、航空路線の維持・拡充に向けた受入れ体制の整備につなげるため、県内外の若年者等に対し、松山空港で働く魅力を広く発信するとともに、松山空港関連事業者（※）が参加する合同会社説明会や空港業務見学会を開催することで、松山空港関連事業者への就職志望者の拡大を図る。

（※）松山空港関連事業者とは、松山空港においてグランドハンドリング業務や航空保安警備業務、航空機への給油業務等を実施する事業者であって、正社員（雇用期間に定めのない雇用契約を締結すること）募集を行う事業者をいう。（5社程度を想定）

2 委託事業の概要

（1）委託事業名

松山空港地上支援業務人材等確保支援事業

※なお、本事業は、愛媛県の令和6年度当初予算の成立を経て実施するものであり、中止や変更があり得ることに留意すること。

（2）事業期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

（3）業務内容

別添松山空港地上支援業務人材等確保支援事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（4）提案限度額

12,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 企画提案の参加資格

本企画提案に参加しようとする者は、当該業務を的確に遂行する能力を有する民間団体等であり、次の（1）から（9）までの全ての要件を満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- （2）愛媛県内に事業所を有し、松山空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）と緊密な連携体制が構築できること。
- （3）職業安定法（昭和22年法律第141号）に定める職業紹介事業の許可を有する者であること。
- （4）国税及び愛媛県税の滞納がない者であること。
- （5）企画提案書の受付期間中において、国または愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- （6）企画提案書の受付期間中において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく

更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。

- (7) 企画提案書の提出期限の前 6 月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (8) 役員等、又は経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。）でないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

4 スケジュール（予定）

- 3 月 5 日（火） 公募開始
- 3 月 15 日（金） 参加申込書・質問書提出締切
- 3 月 22 日（金） 企画提案書提出締切
- 3 月 27 日（水） 審査結果通知

5 企画提案への参加及び辞退の方法

企画提案への参加を希望する者は、予め参加申込書（様式 1）を提出すること。

- (1) 提出方法
電子メール、持参又は郵送により「12 問い合わせ先・提出先」へ提出すること。
- (2) 提出期間
持参による場合は、令和 6 年 3 月 15 日（金）までの執務時間中（8 時 30 分から 17 時 15 分まで）とする。電子メール又は郵送による場合は、令和 6 年 3 月 15 日（金）17 時 15 分（必着）までとする。
- (3) その他
参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、令和 6 年 3 月 22 日（金）17 時 15 分までに、参加辞退届（様式 3）を提出すること。

6 質問書の提出方法

本企画提案について質問がある場合は、以下の点に留意のうえ、質問書（様式 2）を提出すること。

- (1) 提出方法
電子メールにより「12 問い合わせ先・提出先」へ提出すること。
- (2) 提出期間
令和 6 年 3 月 15 日（金）17 時 15 分（必着）までとする。
- (3) その他
 - ① 電話や口頭、受付期間以外の質問は受け付けない。
 - ② 提案書の記載内容や審査基準、積算に関する質問、他の参加申込者からの提案書の提出状況に関する質問等、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがある質問については回答しない。

- ③ 質問及び回答の内容は、本企画提案の参加者全員に電子メールで送付する。
ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

7 企画提案書及び見積書の提出方法

(1) 提出物及び提出部数

- ① 企画提案提出書（様式4） 1部
- ② 企画提案書（様式指定なし） 5部（正本1部、副本4部）
- ③ 見積書（様式指定なし） 5部（正本1部、副本4部）

(2) 企画提案書等の作成方法

- ① 原則として、A4判（縦向き）、20頁以内を目安とし、横書き、左綴じで作成し、ページ番号を各ページ下に付すこと。

- ② 提案書の表紙には、以下の内容を記載すること。

ア 宛名

松山空港利用促進協議会 会長 中村時広

イ 標題

「松山空港地上支援業務人材等確保支援事業 企画提案書」

ウ 提出年月日

エ 責任者及び事務担当者の氏名・連絡先

- ③ 次の事項を内容に含めること。

ア 実施内容及び方法

- ・効果的、効率的な事業の実施内容や方法を具体的に記載すること。

イ 目標設定

- ・業務遂行に際し、定性的・定量的な目標値を適切に定めること。

ウ 実施スケジュール

- ・可能な限り具体的なスケジュールを記載すること。

エ 事業の実施体制

- ・法人の組織図及び人員体制、本事業を担当する職員の体制（人数、指揮系統等）とその業務の内容を記載すること。

※本事業における貴社の優位性、過去の実績など、特記事項があれば記述するとともに、実績を証明できる契約書の写しを添付すること。

ただし、契約書の写しは企画提案書の枚数に含めない。

オ 事業費内訳（見積額）

- ・見積書の金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とし、単価及び数量など内訳を詳細に記載すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送により「12 問い合わせ先・提出先」へ提出すること。

(4) 提出期間

持参による場合は、令和6年3月22日（金）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とする。郵送による場合は、令和6年3月22日（金）17時15分（必着）までとする。

(5) 留意事項

- ① 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、協議会から、書類の不足・不備の補完、不明な内容の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示する場合がある。
- ② 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ③ 企画提案書の提出は、参加事業者1者につき1案のみとし、複数の提案をすることはできない。
- ④ 企画提案への参加に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- ⑤ 提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- ⑥ 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

8 委託先候補者の選定

(1) 企画提案書を提出した者の中から委託先候補者を選定するため、審査会を設置し、提出された企画提案書により書面審査を行う。

※プレゼンテーションは原則実施しない。

(2) 提案された企画書は次の項目により総合的に評価する。

審査項目	内 容	配点
企画及び 実施計画	・ 事業目的を達成できる効果的な提案となっており、 具体性、妥当性、実現可能性を伴った内容となっているか。	3 0
	・ 仕様書に示された内容以外に、独自の提案がされているか。また、その内容は現実的かつ業務の成果を高めるために有効なものか。	2 0
	・ 目標値の設定は妥当であるか。	1 0
業務推進体制	・ 提案業務の実施に適切な組織体制になっているか。 ・ 業務期間中において PDCA サイクルを回すことによる事業の改善が適切に盛り込まれているか。 ・ スケジュールに無理がなく、目標達成に向けて効果的なものとなっているか。	1 0
同種・類似 業務実績、 専門知識	・ 同種、類似の業務の実績、業務を遂行するための必要十分な知識・知見を有し、業務の確実かつ効果的な履行が期待できるか。	2 0
経済性	・ 業務実施に要する経費は適切なものとなっているか。 ・ 経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。	1 0

- (3) 審査結果については、企画提案書を提出した全ての者に書面で通知する。
ただし、順位や採点結果等、審査内容については公表しない。審査結果についての異議申し立ても認めない。

9 欠格事項

応募者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・本募集要領に違反又は要求等を申し入れた場合
- ・同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
- ・発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- ・その他不正な行為があった場合

10 契約方法

- (1) 委託契約の締結に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、協議会と委託先候補者の双方が、提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 仕様書は、当該業務の最低水準を示したものである。したがって、協議会と委託先候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。
- (3) 委託先候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議等が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を委託先候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

11 著作権等の取扱

- (1) 著作権者
成果品に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、協議会に帰属することとする。
- (2) 第三者への使用許諾
第三者への使用許諾は、適当と認められる場合に限り、協議会が行う。
- (3) 権利関係の処理
- ① 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権、その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
 - ② 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。
 - ③ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、協議会と受託者で協議の上、処理する。

12 問い合わせ先・提出先

松山空港利用促進協議会

(事務局：愛媛県 観光スポーツ文化部 観光交流局 観光国際課 航空政策室
国際航空振興グループ)

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

(電話番号) 089-912-2313

(メールアドレス) koukuseisaku@pref.ehime.lg.jp